

新規登録申請における 特定個人情報（マイナンバー）の提出について

本資料は、新規登録申請を行う会員の方が、特定個人情報（マイナンバー）の提出にあたり、事前にご準備いただく事項をまとめたものです。

1. マイナンバー提出が必要となる時期について

令和8年2月2日以降に行う新規登録申請においては、原則として特定個人情報（マイナンバー）の提出が必要となります。

ただし、令和8年5月1日までは、マイナンバーの添付がない場合であっても申請は可能とされています。

2. 対象となる手続について

本案内は、以下の手続を行う会員の方が対象となります。

- ・新規登録申請

3. マイナンバーの提出方法について

（1）オンライン申請の場合

オンライン申請の場合は、会員登録申請・届出システム上で必要事項を入力することにより提出します。

※オンライン申請の開始時期については、改めて案内される予定です。

（2）紙申請の場合（変更登録含む）

紙による申請の場合は、以下の方法でご提出ください。

4. 申請者（会員）にご準備いただくもの

以下①～④を、マイナンバー提出用としてご用意ください。

① マイナンバーカードの写し（表・裏）

※マイナンバーカードの写しに代えて、

個人番号が記載された住民票の写し または

個人番号通知カード（記載事項に変更がない場合） と、

本人確認書類（写真付き）の写し 1点 の提出も可能です。

② 中身が透けない封筒（長形3号以上）

③ 封筒への記載

- ・単位会名

- ・申請者氏名

④ 他の申請書類とは分けて封入

※ 特定個人情報以外の書類は同封しないでください。

5. 注意事項

・提出方法は、本資料に記載の内容がすべてとなります。

・記載のない事項については、個別の判断や案内は行っておりません。